

1 平成30年度の主な取組

協議会および実務者会議での協議を踏まえ、障害への理解と障害者差別解消法の周知を引き続き推進する。

①	区の職員に対する障害特性の理解と障害者差別解消法に関する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・新任職員向け研修 ・委託事業者向け研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・新任管理職向け研修 ・職員向け庁内ネットワークを利用した研修
②	区民等に対する障害への理解や障害者差別解消法の周知のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・区民向け講演会の開催 ・区役所アトリウムでの展示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルフェスの開催 ・周知用パンフレットの増刷
③	事業者に対する障害への理解や障害者差別解消法に関する事業の実施	区内の民間事業者等に対し、障害者差別解消法の周知を図るとともに、障害の特性と基本的な応対等に関する知識を深めるための研修会等を実施する。	
④	障害者差別解消法施行後における障害者差別の事例の蓄積	区における相談事例、相談支援事業所、相談支援事業所、障害者相談員が受けた相談事例等を収集。対応方法を検証し、課題を抽出する。	

2 こどもの障害理解を促進するための取組

(1) 協議会および実務者会議での主な意見

- 幼少期から障害のある方たちと触れ合い、理解を促進する必要があるのではないか。
- 学校や地域において、障害への理解や障害者差別解消法に関する周知を図る機会を設ける取組が必要。日常生活の中で、社会の壁を感じている人がいる。障害者の多くが生きづらさを抱えていることを、きちんと伝えたい。子どもだけでなく、教職員に対する理解・啓発の機会も必要ではないか。
- 点字、手話、知的障害の体験等いくつかの取組案を提示し、対象者や年齢等によって学校に選んでいただけるとよいのではないか。

(2) こどもの障害理解を促進するための平成30年度の取組

①	学校向け提案資料の作成および配布	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校等を対象として障害理解の授業を提案する。 ・授業では障害に関する理解の促進、障害者差別解消の推進等について説明する予定 ・各学校において障害理解の促進に関する授業を実施する際、障害者団体等が協力できること等について、一覧表にして提示(資料3-2参照)する予定 ・協議会に参加している団体等から今後の学校との関わり方、提案資料の活用方法等について、ご意見をいただきたい。
②	冊子「小学生ユニバーサルデザイン体験教室をはじめよう！」作成および配布	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン体験教室は、地域に暮らす高齢者、障害者、妊婦や子ども、ケガをした人、外国人など多様な人を知るとともに、一人一人がお互いの多様性に気づき、理解し認め合うための「気づき」を促すための普及啓発活動の一つとして実施 ・平成30年度に向けて、これまでのユニバーサルデザイン体験教室の事例や実施するためのポイントをまとめた教員向けマニュアルを作成。 マニュアルは毎年更新する予定であり、次年度の改定に向けて、障害に関する理解を促進するために、障害者団体等が協力できること、マニュアルの活用を推進するための方法等について、ご意見をいただきたい。

こどもの障害理解を推進するために(案)
～幼稚園・小学校・中学校を訪問してお話などをします～

資料3-2

- ◆ 「お話しする人」(区職員以外)は練馬区障害者団体連合会に加盟している団体の方です。
- ◆ 資料等は区が準備します。

お話しする人	時間(目安)	内容(80字程度)	その他(30字程度)
練馬区職員	講義形式 20分程度	○障害者差別解消法について、パンフレット(ふりがな付き)等で説明します。 ○区役所の取組について、区報等で説明します。	○法律や区役所を理解できる学年向きです。 ○区内全域を訪問できます
【知的障害】 練馬手をつなぐ親の会	疑似体験など 30分	○寸劇、疑似体験などを行い、知的障害者の世界や彼らの気持ちを体験してもらいます。 ○母としての願い等を話します。	○学年によって時間・内容は調整します。 ○午後2時までに終了することが望ましいです。
【視覚障害】 練馬区視覚障害者福祉協会	講義・点字実技など	○講義形式「見えない、見えにくい人とはどういう人か？」 ○グループ単位での実践 ・幼稚園児向け「触れ合う、遊ぶ」 ・小学校低学年向け「一緒に歩く、食べる」 ・小学校高学年向け「点字を学ぶ、一緒に料理する」 ・中学生向け「障害者への声掛けや手引きの仕方」	○講義とグループ単位での実践を組み合わせて実施します。内容は学年により調整します。
【聴覚障害】 練馬区聴覚障害者協会	講義と手話実技 40分程度	○聞こえるということ、聞こえないということの理解 手話と指文字 ○聴覚障害者の日常生活と社会への理解	○区内のできるだけ多くの幼・小中学校に、手話についてのパンフと指導
【重症心身障害児者】 練馬区重症心身障害児(者)を守る会	講義形式 20分程度	○「重症心身障害児者ってどんな人？」の説明 ○「医療的ケアってなあに？」の説明 ○本人同行の場合、特殊型車椅子や補装具の説明	○重症児者本人を同行する場合は駐車場が必要です。 ○要請先の居住地に近い者が対応します。
【精神障害】 NPO法人練馬精神障害者家族会			

【申込み・問合せ】練馬区障害者施策推進課事業計画担当係
 TEL 03-5984-4602 Fax 03-5984-1215
 メール SHOGAISISAKU02@city.nerima.tokyo.jp